

年金通算協定の動向

はじめに

国外に投資を行う日本企業にとって、自国又は投資先の国の税金以外に、社会保険料等の負担額も企業にとっては負担するコストになる。

例えば、日本人社員が、外国子会社等に出向したような場合、日本の厚生年金と勤務先の外国の公的年金の双方を支払うという二重払いと、勤務先の国から日本に帰国する場合の外国年金の掛け捨ての問題が生じる。この公的年金の問題は、一定の割合を負担する企業にとっても、コスト増となり、回避したい問題といえる。このような問題を解消するものが国際間に締結される年金通算協定である。

日本は、最近この年金通算協定 (Social Security Totalization Agreement) を締結することによりやく本腰を入れ始めたが、特に、日本人社員の多い米国との年金通算協定が2004年に発効する予定である (日本経済新聞2002年8月25日朝刊)。

この年金通算協定は、米国では、約30年近く前から締結されているが、日本では、1999年のドイツとの協定が最初であり、やっと念願の米国との協定締結の運びとなり、米国進出企業はこれによるコスト減を歓迎することになる。

1 米国の動向

2001年8月現在、米国は、19カ国と年金通算

協定を締結している。その締結国は、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、である。

このうち、米国が最も古く締結した年金通算協定は、ドイツとの間のもので、第一次が1976年、第二次が1986年、そして現行の協定が1995年に署名され現在に至っている。

2 日本の動向

日本は、ドイツと1999年に締結、英国と2000年に締結、米国とは2004年発効を目指して現在交渉中であり、フランスとは、2004年中に締結する予定で2002年9月から交渉を開始している (読売新聞2002年9月7日夕刊)。

この年金通算協定は、租税条約のような条約とは異なり、議会の承認を必要としない行政レベルで締結できる国際間の取り決めである。わが国では、租税条約は財務省が所掌するが、年金通算協定は厚生労働省の所掌であり、外交交渉ということで外務省が関与することになる。

2000年10月現在、日本人の海外居住先 (永住者を除く3月以上滞在者) は、第1位が米国で約19万人弱、第2位が中国で約4万5,000人、第3位が英国で約4万3,000人、第4位がシンガポールで約2万2,000人、第5位がオースト

Topics of International Taxation

ラリアで約2万1,000人、第6位がドイツで約2万1,000人、第7位がフランスで約2万人、第8位がタイで約2万人、第9位が韓国で約1万5,000人、第10位が台湾で約1万3,000人である(日本経済新聞2002年8月25日朝刊)。したがって、日本人の海外居住先の国としては、第1位の米国、第3位の英国、第6位のドイツ、第7位のフランスと年金通算協定が締結されることになる。

この年金通算協定は、源泉地国における租税を減免する租税条約とは関連のない社会保険料に関する行政協定である。外国に人材を派遣している企業にとって、その社員の公的年金保険料を日本とその派遣先の外国の双方で支払い、その約半額が企業負担であることから、租税と同様に、この公的年金保険料のコスト負担がばかにならない。そして、その外国の保険料も、その社員が3年又は5年程度で日本に帰国するような場合、その掛けた保険料は掛け捨てになる。

この年金通算協定が締結された場合、年金の加入期間の通算が可能になる。例えば、日本でX年、締結相手国でY年加入していた場合、この協定がない場合、日本における加入期間のみが有効とされるが、協定締結後は、X年とY年が通算され、その加入期間に応じて日本又は当該外国から年金を受け取ることができるようになる。

また、日米の場合は滞在期間が5年以内、日本・フランスの場合も一定の滞在期間以内の場合、その勤務先の国において保険料の支払が免除されることになる。

このことは、逆に、米国企業又はフランス企

業の社員が、日本の子会社等に出向して勤務するような場合、日本における厚生年金の支払を免除される等の措置を受けることになる。

わが国は、平成7年4月の法律改正により、厚生年金保険の被保険者期間を6か月以上有する外国人又は国民年金の第1号被保険者としての保険料納付期間を6か月以上有する外国人で、年金を受け取ることができない者は、帰国後2年以内に請求する場合、その保険料を支払った期間に応じた一定の脱退一時金を受け取ることができるようにしたが、日本からの出向社員の最も多い米国と年金通算協定が締結されることで、日米双方の企業のコスト減となり、企業から歓迎されることになろう。

おわりに

最近の租税条約の動向は、課税に係る実体規定よりも、執行に係る相互協議、情報交換、徴収共助等の規定の改定に関心が集まっている。また、租税条約以外にも、執行共助条約が再度注目され、情報交換のみを目的とした条約の締結等が行われている。

このように、従来は租税条約中心であった国際間の各種の取決めが、租税条約以外の各種協定等を含む状況に移行しつつある。本論の年金通算協定も、租税以外の分野の協定であるが、国際的に事業活動を行う企業にとって、その動向は、無視できないものがある。

中央大学商学部教授

矢内 一好